



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

103	公共測量の実施	(技術調査課).....	1
104	〃	( 〃 ).....	1
105	公共測量の終了	( 〃 ).....	1
106	廃川敷地の発生	(河川課).....	2
107	道路の位置の指定	(都市政策課).....	2
108	〃	( 〃 ).....	2

### ○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	2
--	-----------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第103号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 平成28年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市六十谷、湯屋谷及び山口

### 和歌山県告示第104号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成28年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川中流域(和歌山県和歌山市、岩出市、伊都郡かつらぎ町及び伊都郡九度山町)

### 和歌山県告示第105号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきかつらぎ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 デジタル撮影 地上画素寸法14cm  
公共測量 写真地図作成 地図情報レベル1000
- 2 作業期間 平成27年6月15日から同年12月28日まで

3 作業地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町全域

和歌山県告示第106号

県道改良工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 河川の名称 一級河川柘榴川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成28年2月9日
- 3 廃川敷地の位置 紀の川市桃山町黒川字西ノ坊24番5地先、25番4地先、字下井戸30番2地先、同市桃山町善田字長田450番4地先、450番5地先、450番6地先、450番9地先、450番10地先、450番11地先、450番12地先及び450番14地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地2,593.53㎡

和歌山県告示第107号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3323	岩出市北大池字荒田332番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28.1.27	6.00 } 6.25	56.77

和歌山県告示第108号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3327	紀の川市粉河字南前田472番4の一部、473番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 28.1.28	6.00	52.08

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することがで

きる。

平成28年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県有田郡湯浅町別所字南代、南川原

変更する部分

和歌山県有田郡湯浅町湯浅字島ノ内、中川原、元本町、道町、宮川、南道

別所字南柳井

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

湯浅町建設課

4 縦覧期間

平成28年2月10日から同月23日まで